○国土交通省告示第千四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第一項の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第六百九十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の五の項業務区域欄中「埼玉県」の下に「、千葉県」を、「岡山県の全域」の下に「（ただし、都道府県知事から業務を委任された場合に限る。）」を加え、同項指定をした日欄中「六月一日」を「九月二十八日」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十九年五月十日」を「五年間」に改め、同表の十一の項業務区域欄中「青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、宮崎県及び沖縄県の全域」を「日本全域（ただし、都道府県知事から業務を委任された場合に限る。）」に改め、同項指定をした日欄中「六月一日」を「九月二十八日」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十九年三月二十一日」を「五年間」に改め、同表の十三の項業務区域欄中「富山県」の下に「、石川県」を、「大阪府」の下に「、兵庫県」を、「岡山県」の下に「、広島県」を、「福岡県」の下に「、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県」を、「沖縄県の全域」の下に「（ただし、都道府県知事から業務を委任された場合に限る。）」を加え、同項指定をした日欄中「六月一日」を「九月二十八日」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十九年五月二十二日」を「五年間」に改める。

○近畿地方整備局告示第百六十七号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十七年九月九日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十七年十月六日

近畿地方整備局長　山田　邦博

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：担体流動循環方式

製造者の住所・氏名	大阪府大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号　㈱クボタ 代表取締役　木股　昌俊		
工場の所在地及び名称	滋賀県湖南市高松町２－１　㈱クボタ　滋賀工場 茨城県北茨城市磯原町上相田1099－46　日東電気㈱　磯原工場 沖縄県うるま市具志川3445番地　㈲三和工業 兵庫県佐用郡佐用町久崎580番地　池田化成工業㈱　上月工場 滋賀県甲賀市水口町下山40－１　㈱吉中化成		
認定番号	浄化槽の名称		
6－15－H－002	クボタ浄化槽	HCZ－12型	
〃 －1	〃	HCZ－14型	
〃 －2	〃	HCZ－15型	
〃 －3	〃	HCZ－16型	
〃 －4	〃	HCZ－18型	
〃 －5	〃	HCZ－20型	
〃 －6	〃	HCZ－21型	
〃 －7	〃	HCZ－25型	
〃 －8	〃	HCZ－30型	
〃 －9	〃	HCZ－35型	
〃 －10	〃	HCZ－40型	
〃 －11	〃	HCZ－45型	
〃 －12	〃	HCZ－50型	

人事異動

内閣

○厚生労働大臣臨時代理解職

国務大臣　山口　俊一

厚生労働大臣塩崎恭久帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

嶋末　和秀

判事に任命する

（東京地方検察庁検事）検事　萩原　孝基

判事兼簡易裁判所判事に任命する（以上十月一日）

消費者庁

（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　赤﨑　暢彦

消費者庁食品表示企画課長に転任させる

（消費者庁食品表示企画課長）内閣府事務官　竹田　秀一

農林水産省に出向させる（以上十月一日）

復興庁

（厚生労働省年金局国際年金課長）厚生労働事務官　柳樂　晃洋

復興事務官（統括官付参事官）に転任させる

（統括官付参事官）復興事務官　日原　知己

厚生労働省に出向させる

（農林水産省関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長）農林水産技官　丸田　雅博

復興事務官（宮城復興局次長）に転任させる

（宮城復興局次長）復興事務官　皆川　猛

農林水産省に出向させる（以上十月一日）

法務省

（立川区検察庁副検事）副検事　白石　誠一

東京区検察庁副検事に配置換する

（西条区検察庁副検事）同　**真鍋　敬市**

松山区検察庁副検事に配置換する

（松山区検察庁副検事）同　宮部　圭一

西条区検察庁副検事に配置換する

高木　久雄

地方更生保護委員会委員（関東地方更生保護委員会委員）に任命する

半野田孝郎

地方更生保護委員会委員（近畿地方更生保護委員会委員）に任命する（以上十月一日）

外務省

（大臣官房在外公館長）外務事務官　志水　史雄

大臣官房会計課長に配置換する（九月二十八日）

（大臣官房審議官兼経済局）外務事務官　伊藤　直樹

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部公使）同　前田　徹

辞職を承認する（各通）

（国際協力局政策課長）同　髙杉　優弘

財務省に出向させる

（北米局日米安全保障条約課日米地位協定室長）同　中村　仁威

国際協力局政策課長に昇任させる（以上九月三十日）

財務省

（外務省国際協力局政策課長）外務事務官　髙杉　優弘

財務事務官に任命する

大臣官房参事官を命ずる

（主計局法規課会計制度調査官）財務事務官　西山　博人

主計局総務課主計企画官を命ずる

（主計局総務課主計企画官）同　安出　克仁

主計局主計監査官を命ずる

（大臣官房参事官）同　米谷　光司

外務省に出向させる

（主計局主計監査官）同　多田　誠一

願により本官を免ずる（以上九月三十日）

（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐）厚生労働事務官　若林　健吾

（厚生労働省政策企画官）同　梶野　友樹

財務事務官に任命する

大臣官房企画官を命ずる（各通）

（大臣官房企画官）財務事務官　西川　隆久

（同）同　川野　宇宏

厚生労働省に出向させる（各通）

（東京国税局長）同　藤田　利彦

大臣官房付を命ずる

願により本官を免ずる

（独立行政法人日本貿易振興機構理事）吉村　宗一

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる

願により本官を免ずる（以上十月一日）